

# 森・川・海ひだみの流域連携協議会 規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、「森・川・海ひだみの流域連携協議会(以下「協議会」という。)」と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、岐阜県に係わる森・川・海をフィールドとして活動するNPO法人等及び、この会に賛同する者が互いに連携し、生きた森林づくり、地球温暖化防止、水源や水辺の保全、生物多様性の保全、子どもたちへの環境教育などに取り組み、流域一体となった県民協働による森林づくりを推進することを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は第2条の目的を達成するため、次の事業活動を行う

- (1)森・川・海を育む流域づくり活動の実践及び支援
- (2)森・川・海を育む流域づくり活動団体ネットワークの構築及び拡充
- (3)森・川・海を育む流域づくり活動の普及活動
- (4)その他協議会の目的を達成するために必要な事業・活動等

## 第2章 組織等

### (組織)

第4条 協議会は、岐阜県に係わる森・川・海をフィールドとして活動するNPO法人等及びこの会に賛同する者をもって組織する。

- 2 協議会は、長良川流域、揖斐川流域、木曾川・飛騨川流域、土岐川・矢作川流域及び宮川・庄川流域の5つの流域区分を基盤として事業活動を展開する。
- 3 協議会は、漁業関係の団体をはじめとする関係諸団体を連携団体とし、連携を図る。

## 第3章 運営

### (幹事等)

第5条 協議会に役員として流域区分ごとにそれぞれ1名の幹事を置き、幹事の互選により代表幹事を選出する。

- 2 代表幹事は、協議会を代表し会務を総理する。
- 3 幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 協議会に役員として監事1名を置き、社団法人岐阜県緑化推進委員会が推薦する者をもって充てる。

### (幹事会)

第6条 協議会は第3条の事業活動を推進するため、幹事会を開催する。

- 2 前項の幹事会は代表幹事が招集し議長をつとめる。
- 3 幹事会は次の事項を審議決定する。
  - (1)事業計画や予算・決算に関すること
  - (2)その他重要な事項に関すること

### (運営委員)

第7条 幹事の業務を支援し、円滑な運営に資するため、運営委員を置く。

- 2 運営委員は幹事が指名する者とする。

### (経費)

第8条 協議会の経費を充てるため、社団法人国土緑化推進機構の「緑の募金事業」等の活用を図る。

### (会計)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする

(事務局)

第10条 協議会事務局は、特定非営利活動法人 森と水辺の技術研究会内に置く。

第4章 補則

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は代表幹事が定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は平成21年8月3日から施行する。

(その他)

2 第9条の規定にかかわらず、初年度の会計年度、協議会設立の日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

3 設立当初の幹事及び運営委員は以下のとおりとする。

幹事

氏名	所属	主な活動フィールド
野村 典博	NPO法人森と水辺の技術研究会 理事長	長良川流域
成瀬 富士一	生命の水と森の活動センター センター長	揖斐川流域
伊藤 栄一	益田の森と川を育む会 会長	木曾川・飛騨川流域
大島 光利	NPO法人奥矢作川森林塾 理事長	土岐川・矢作川流域
佃 正壽	森林たくみ塾 理事長	宮川・庄川流域

運営委員

氏名	所属	主な活動フィールド
清水 佳子	岐阜県自然共生工法研究会 理事	長良川流域
川合 千代子	水環境もやい研究所 代表	揖斐川流域
赤尾 友和	自然体験工房NENO 代表	木曾川・飛騨川流域
佐藤 大輔	NPO法人夕立山森林塾 理事長	土岐川・矢作川流域
山田 俊行	白川郷自然共生フォーラム 理事	宮川・庄川流域

\*参考

連携団体

団体名
岐阜県漁業協同組合連合会
愛知県漁業協同組合連合会
三重県漁業協同組合連合会
富山県漁業協同組合連合会